

議会改革特別委員会中間報告

本委員会は、昨年3月開催の第12回定例会において、中間報告を申し上げて以降、今日まで21回にわたり委員会を開催し、議会改革の推進に関する件について調査・審査を行ってまいりました。

この間、昨年第13回定例会（6月定例会）本会議第2日において、委員長に篠原正寛議員、副委員長に河崎はじめ議員を選任いたしました。

以下、前回の中間報告以後における本委員会の協議・決定事項等について御報告申し上げるとともに、今後とも、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託にこたえ、集中的、継続的、効率的に審査する考えですので、さらに閉会中の継続審査の議決を賜りますようお願い申し上げます。

1 開催日及び協議事項

資料1のとおり

2 主な調査・審査（協議・検討）事項の状況

資料2のとおり

3 主な協議・決定事項

(1) 議会活性化・透明化促進について

（協議事項とした日：平成26年3月26日、4月9日、4月24日、5月9日、5月20日、6月4日、7月11日、7月31日、8月11日、8月26日、10月14日、10月24日、11月10日）

本件は、昨年度に引き続いての協議事項であり、議員定数のあり方を検討する中で、一旦別枠の課題とし、議会活性化・透明化促進のための事項について協議を行いました。

議会活性化・透明化促進の項目として、各派から提案があった事項について詳細な内容と必要経費の検討を行った結果、「インターネット中継」、「議場の対面方式」、「資料のデジタル化（IT化）」、「議会だよりの拡充」については、実施すべきとの方向で意見が一致したため、改めて議員定数の削減により原資を捻出するかについての議論を行いました。意見の一致を見ませんでした。

本協議事項は、議員定数の議論から始まったものではありませんが、それぞれの提案内容は非常に意味があるため、内容の充実と具体的な費用のあり方を引き続き検討していくこととなり、協議を行った結果、以下のとおり実施することで意見が一致したため、予算を伴うものについては、平成27年度の議会費予算に計上し、議会運営委員会で確認されました。

インターネット中継

平成27年9月定例会（予定）から、本会議のインターネット中継を実施する。

ア 実施方法

- ・本会議場に、撮影用カメラ及び大型モニター等を設置し、インターネットによる配信は業務委託とする。

- ・テレビ放送（ケーブルテレビ）は、費用対効果の関係上、当面行わない。

イ 中継内容

- ・撮影対象 発言者（演壇、対面席、自席） 答弁者、議席全体、理事者席全体
- ・配信方法 生中継、録画中継（オンデマンド方式）
- ・付加機能 その日ごとの発言者区切り、発言者の氏名役職及び発言内容のテロップ、検索機能、添付資料の開示
- ・中継内容 代表質問・一般質問（答弁を含む） 討論、所信表明、外部監査人報告、議事全般

議場の対面方式

第 14 回定例会（9 月定例会）から、現状の議席を利用して、（仮設）対面式質問席を設け、その使用については自由選択制（対面式質問席を使用しない（従来どおり）質問の冒頭から使用する 再質問以降に使用する）により、試行運用中。

資料のデジタル化（IT 化）

平成 27 年 12 月定例会からの実施を目指し、電子化された資料を効率的に検索・閲覧することができる「（仮称）市議会資料閲覧システム」及び利用者共通のタブレット端末を導入する予定。

ア システムの概要

情報セキュリティ及びシステムの拡張性を重視し、市が独自に開発するシステムと市販のシステムを組み合わせたシステムとする予定。

イ 電子化を検討する資料

議案書、議案参考資料、委員会資料、議会内連絡配布事項、一般質問配布資料、予算・決算書、予算・決算関係資料、その他議員用配布資料、議会購入図書（紹介内容程度）

議会だよりの拡充

平成 27 年 9 月定例会号（11 月発行）から、現行の 8 ページから 12 ページに拡充し、下記の掲載を次任期の広報委員会に依頼する。

ア 拡充により掲載する記事

優先される順に、代表・一般質問の字数増、各会派の見解、施策研究テーマの動向、市政課題の解説、議員個人の賛否、議案の説明

イ 広報体制の強化について

インターネット中継の開始なども踏まえると、議会の広報について集中的に議論し、決定できる機関として、現在の広報委員会を強化した広報のための組織（委員会もしくはこれに準ずるもの）が不可欠であるとの結論で一致しました。

(2) 常任委員会の在り方について

（協議事項とした日：平成 26 年 3 月 26 日、4 月 9 日、4 月 24 日、5 月 9 日、5 月 20 日、6 月 4 日、7 月 11 日、7 月 31 日、8 月 11 日、8 月 26 日、10 月 14 日、10 月 24 日、11 月 10 日、11 月 25 日、12 月 25 日、平成 27 年 1 月 16 日、1 月 28 日、2 月 9 日、2 月 19 日）

本件は、昨年度に引き続いての協議事項であり、議員定数のあり方を検討する中で、一旦別枠の課題とし、常任委員会の適正規模について協議を行いました。

常任委員会の適正規模については、委員数は概ね8人前後としてまとめることができるものの、その人数をもって議員定数との一致を図ることは難しいとの結論となりました。

本協議事項は、議員定数の議論から始まったものではありませんが、審議の質を向上させるための方策を検討する中で、次任期から5常任委員会とし、それに合わせて「資料3」の改善事項に取り組むべきとのことで各派の意見が一致しました。

なお、この改善事項については、今任期中に、その内容を記載した委員長職務ガイドラインを作成し、初当選議員への説明会及び正副委員長への説明会でも周知を図っていくこととしています。

また、5常任委員会の実施に向けた検討事項を協議した結果、開催方法は、委員会室の増設等の特段の予算を伴わない二部制（開催日を分ける）とし、所管部局の割り振りには、以下のとおりとすることで全会派が了承されたため、議会運営委員会での確認を経て、第16回定例会（3月定例会）において西宮市議会委員会条例の改正を行うこととしています。

（5常任委員会の所管部局）

委員会名（仮称）	所管
総務常任委員会	防災危機管理局、政策局、総務局、会計課、市議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、消防局
民生常任委員会	市民文化局、産業環境局、農業委員会
健康福祉常任委員会	健康福祉局、中央病院
教育こども常任委員会	こども支援局、教育委員会
建設常任委員会	都市局、土木局、上下水道局

また、開催方法を二部制とすることにより、委員会の複数所属を可能とすることがどうかについても協議を行いましたが、人口が一定規模以上の市では実施例が少なく、実施例も予算委員会などに限られていること、また、解決しなければならない様々な問題があることから、将来課題とすることとなりました。

(3) 正副議長の事実上の任期について

（協議事項とした日：平成26年3月26日、4月9日、4月24日、5月9日、5月20日、6月4日）

本件は、昨年度に引き続いての協議事項であり、議会役職にかかる正副議長の事実上の任期について、慣例による原則1年交代を見直すかどうかについて協議を行いました。

協議過程において副議長の任期については、これまでと同様、慣例のとおりとすることで一旦意見がまとまりましたが、議長の任期については、「慣例によるほか、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる」とする会派と、「慣例による。ただし、特別な事情がある場合は、議員の同一任期（最長で4年）中、1回に限り、同じ議員が就任することができる」とする会派に申し合わせ案の意見が分

かれたため、副議長の任期も含め、本委員会としては何ら新たな取り決めは行わないこととなりました。

(4) 議会基本条例について

(協議事項とした日：平成26年3月26日、4月9日、4月24日、5月9日、5月20日、6月4日、7月11日、7月31日、8月11日、8月26日、10月14日、10月24日、11月10日、11月25日、12月25日、平成27年1月16日、1月28日、2月9日、2月19日)

本件は、昨年度に引き続いての協議事項であり、西宮市議会基本条例の制定に向けて協議を行いました。

まず、基本構想の草案に基づき、条例に定める小理念について協議を行い、残された小理念(「議員報酬」、「委員会」、「議決及び審査等」、「情報公開」、「政務活動」、「議会役職」、「広報及び意見募集」、「研修及び調査研究等」)のすべてと前文を仮決定し、市の法制担当による条文調整を経て、条例の素案を作成しました。また、条例の細目を定める施行規程についても素案を作成し、条例の素案とともに議会運営委員会に報告しました。

次に、全議員を対象とした説明会を平成27年1月9日に開催していただき、各議員に条例及び施行規程の素案について報告するとともに、意見のあった事項について再度条文の見直しを行いました。また、市議会はパブリックコメントの実施機関ではありませんが、重要な条例であるため、平成27年2月24日から3月25日の間、市の取り扱いに準じてパブリックコメントを実施しました。市民から提出された意見(8件)に対する市議会の見解と条文への反映を協議した結果、議会基本条例及び同施行規程は、「資料4」及び「資料5」のとおりとすることで意見の一致を見ました。本条例は、議会運営委員会に報告し、第16回定例会(3月定例会)に条例案を提出することとしています。

(5) 本会議における議案質疑について

(協議事項とした日：平成26年10月14日、10月24日、11月10日、11月25日)

本件は、本会議における議案質疑について、その取り扱いに一定の整理が必要であるとの意見が議会運営委員会で報告され、議長からの諮問により協議を行ったものです。

議員平等の原則から会議の中で発言権が制限されるべきではないこと、本会議は大所高所から質疑を行うものであり、委員会は専門的、技術的に質疑し、意見を述べるのが本意であるとのことを踏まえて協議を行った結果、整理内容は、次のとおりとすることで意見の一致を見たため、議長に報告し、議会運営委員会を確認されました。

質疑は、当該議案が付託される委員会の所属委員だからという理由で、これを制限されない。

本会議・委員会ともに質疑を行う場合はその内容を区別するよう心掛ける。(本会議はおもに政策的・大綱的な内容、委員会はより細部にわたり専門的かつ技術的な内容を心掛ける)

質疑は質疑内容に集中させ、説明、意見、感想は簡潔に、より詳細なものは討論等で述べるよう心掛ける。

(6) 政務活動費の取り扱いについて

(協議事項とした日：平成 26 年 10 月 14 日、10 月 24 日、11 月 10 日)

本件は、委員からの提案により、政務活動費の減額を行うかべきかどうかについて新たに協議を行ったものです。

政務活動費の減額に賛成の会派、反対の会派、また交付額を超えて支出している議員もいるため、もっと議論をつくすべきとする会派に意見が分かれていましたが、議会費予算の協議事項に場を移し、具体的な金額をベースに協議を行った結果、月額 15 万円の交付額を 12 万円とする意見が多数となったため、採決は行わず、条例改正を行うことも含めて 12 万円に減額することを本委員会の結論とすることとなりました。本件は、平成 27 年度議会費予算の項目として議会運営委員会に報告して確認されたため、第 16 回定例会(3 月定例会)において西宮市議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行うこととしています。

また、政務活動費の取り扱いについて、交付方法の後払いを検討したい旨、委員からの提案がありましたが、いわゆる完全な形での後払いを実施することは困難で、本市で実施すると仮定した場合も人的負担や事務負担が膨大になるなどの課題があり、協議事項としては取り扱わないこととなりました。

(7) 平成 27 年度議会費予算について

(協議事項とした日：平成 26 年 11 月 10 日、11 月 25 日、12 月 9 日)

本件は、平成 27 年度の議会関係予算の協議を行ったもので、協議の結果は以下のとおりとなりました。

管外視察旅費

常任委員会視察旅費は、平成 26 年度と同額とし、残予算による視察可能を継続する。
特別委員会視察旅費は、これまでと同様、基礎額のみを計上する。

また、職員随行旅費は計上せず、随行を伴わない過去 3 年の視察の検証を行う。

正副委員長への報酬加算

平成 26 年度と同様、常任委員会、特別委員会(予算・決算を除く)及び議会運営委員会の委員長に月額 2 万円、副委員長に月額 5 千円を計上する。なお、特別委員会については、現任期中の予算のみを計上し、新任期で設置された場合は補正予算で対応する。

政務活動費

政務活動費の交付額を、月額 15 万円から 12 万円に減額する。

議会広報に関する経費

広報委員会での協議を経て報告された、議会だよりのページ増(4 ページ増)及び発行部数の増(1 万部増)を含む、総額 12,352 千円を計上する。

インターネット中継

本会議インターネット中継の実施費用として、6,870 千円を計上する。(実施時期の精査により、予算額は 5,100 千円で計上することとなった。)

情報端末機器の有効活用(資料のデジタル化)

(仮称)市議会資料閲覧システム及びタブレット端末の導入費用として、6,379千円を計上する。(実施時期の精査により、予算額は3,931千円で計上することとなった。)

本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置

及び の事業により一定の目的が達成されるため、特段の予算化は行わない。

傍聴時の保育体制

保育士の配置ではなく、インターネット中継により議会棟内にテレビモニターの設置を検討する際に工夫する。

5 常任委員会への対応

常任委員会を二部制で開催することにより、特段の予算計上は行わない。

対面式演壇

対面式質問席の試行実施を継続し、特段の予算計上は行わない。

副議長車の取り扱いについて

今年度で副議長車を廃止する。

(8) 議会報告会について

(協議事項とした日：平成26年12月25日、平成27年1月16日、1月28日、2月9日、2月19日)

本件は、西宮市議会基本条例に規定する「広報及び意見募集」を具現化するための一つの手段として、本市議会における議会報告会の取り扱いについて、新たに協議を行っているものです。

他市における先進事例の調査のため、政務活動費により四日市市議会及び豊田市議会の管外視察を行った結果も踏まえ、まずは本市議会における議会報告会のあり方(非常に意義のある、やっているほうがおもしろいと思えるもの)を検討しているところです。今後は、その検討内容を各会派で共有した上で、本市議会で実施すべきかどうかを判断することとし、実施する方向となった場合には、次任期の広報委員会に詳細な実施内容の協議を依頼することとしています。

(9) 政務活動費について

(協議事項とした日：平成26年12月25日、平成27年1月16日、1月28日)

本件は、政務活動費の残された課題として、住民監査請求の結果等により今後の運用基準の見直しが必要な事項について、新たに協議を行ったものです。

協議を行った結果、平成27年度分の運用から以下の見直しを行うことで意見が一致したため、議会運営委員会に報告し、「政務活動費運用に関する手引き」に反映させていくこととしています。

タクシー利用

タクシーを利用した理由を、領収書等の証拠書類に補記することとする。

前泊・後泊基準

宿泊費における前泊・後泊の基準は、職員の旅費運用指針を準用することとする。

事務所費の取り扱い

事務所届に、自宅又は同一世帯の家族及び生計を一にする親族の所有する物件でな

いことを記載する自己申告欄を設ける。

また、上記の見直しに加えて、領収書等の証拠書類のインターネット公開についても検討を行った結果、サーバ設置等の特段の費用をかけず、資料のデータ化等の作業も事務局内で対応できる見込みであったため、平成 27 年度分からの実施に向けて事務局で必要な作業を進めることとなりました。

(10) 未協議事項について

(協議事項とした日：平成 27 年 2 月 9 日、2 月 19 日)

本件は、前任期から引き継がれた協議事項、及び今任期に協議を行うべきとされた協議事項等の進捗状況(資料 2)の確認を行ったものです。

未協議事項のうち「事務局職員の視察随行」及び「一般質問時間制限の見直し」については、今任期中に協議を行っておくべきとの意見で一致したため、今任期中の整理を目標に現在協議を行っているところです。

なお、未協議事項 7 件(休日・夜間議会、子ども議会、議会コンサート(会議場等の目的外の有効活用)、会派代表者会議のあり方、議会棟のセキュリティ、議員用の地下駐車場のあり方、会派の人数用件)については、議会運営委員会や議会の広報・情報を専門的に取り扱う新しい組織ができれば、そこで取り扱っていただくことも可能であろうとのことで意見の一致を見ました。

資料 1 議会改革特別委員会開催状況

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
1	平成26年4月9日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議長の事実上の任期について 4 議会基本条例について 5 その他	2:20	14:00 16:20
2	平成26年4月24日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議長の事実上の任期について 4 議会基本条例について 5 その他	2:30	9:30 12:00
3	平成26年5月9日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議長の事実上の任期について 4 議会基本条例について 5 その他	2:32	13:30 16:02
4	平成26年5月20日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議長の事実上の任期について 4 議会基本条例について 5 その他	2:32	15:59 18:31
5	平成26年6月4日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議長の事実上の任期について 4 議会基本条例について 5 その他	2:36	9:29 12:05
6	平成26年6月16日	1 正副委員長の互選	0:05	10:14 10:19
7	平成26年7月11日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議会基本条例について 4 その他	2:27	9:30 11:57
8	平成26年7月31日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議会基本条例について 4 その他	2:31	9:30 12:01
9	平成26年8月11日	1 議会活性化・透明化促進について 2 常任委員会の在り方について 3 議会基本条例について 4 その他	2:42	16:00 18:42
10	平成26年8月26日	1 議会基本条例について 2 議会活性化・透明化促進について 3 常任委員会の在り方について 4 その他	2:41	13:59 16:40
11	平成26年10月14日	1 議会基本条例について 2 議会活性化・透明化促進について 3 常任委員会の在り方について 4 本会議における議案質疑について 5 政務活動費の取り扱いについて 6 その他	2:35	14:00 16:35
12	平成26年10月24日	1 議会基本条例について 2 議会活性化・透明化促進について 3 常任委員会の在り方について 4 本会議における議案質疑について 5 政務活動費の取り扱いについて 6 その他	3:22	9:29 13:01 (休憩 10分)

回	開催日	協 議 事 項	会議時間	開閉時刻
13	平成26年11月10日	1 議会基本条例について 2 議会活性化・透明化促進について 3 常任委員会の在り方について 4 本会議における議案質疑について 5 政務活動費の取り扱いについて 6 平成27年度議会費予算について 7 その他	3:23	13:59 17:35 (休憩 13分)
14	平成26年11月25日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 本会議における議案質疑について 4 平成27年度議会費予算について 5 その他	3:11	14:00 17:23 (休憩 12分)
15	平成26年12月9日	1 平成27年度議会費予算について	0:05	10:59 11:04
16	平成26年12月25日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 議会報告会について 4 政務活動費について 5 その他	3:26	9:29 13:05 (休憩 10分)
17	平成27年1月16日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 議会報告会について 4 政務活動費について 5 その他	3:20	12:59 16:31 (休憩 12分)
18	平成27年1月28日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 議会報告会について 4 政務活動費について 5 その他	3:22	9:29 13:01 (休憩 10分)
19	平成27年2月9日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 議会報告会について 4 未協議事項について 5 その他	3:25	14:00 17:35 (休憩 10分)
20	平成27年2月19日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 議会報告会について 4 未協議事項について 5 その他	2:44	9:30 12:23 (休憩 9分)
21	平成27年3月5日	1 議会基本条例について 2 常任委員会の在り方について 3 中間報告の取りまとめについて 4 その他	1:18	12:05 13:23

資料2 議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項の状況

平成27年3月5日現在

1 前任期の未協議事項のうち今任期の協議対象とするもの

番号	内 容	未協議	協議中	議了	備 考
1	議会基本条例の制定				
2	休日・夜間議会				
3	災害発生時における議員及び議会対応マニュアルの検討				平成24年度
4	委員会記録のホームページでの公開				平成23年度
5	対面式質問席の設置				平成26年度
6	一般質問時間制限の見直し				
7	本会議場・委員会室の視聴覚機器等設置(I T化を含む)				平成26年度
8	常任・議運正副委員長への報酬加算				平成24年度
9	会派代表者会議の必要性・あり方				
10	請願・陳情提出者の意見表明の機会設定				平成24年度
11	完全公開性の導入				平成23年度
12	議員報酬のあり方				平成24年度
13	議長の立候補制(所信表明)				平成25年度
14	議長、副議長、委員会正副委員長、監査委員等の選び方、任期				平成26年度
15	政務調査費金額の検討				平成26年度
16	議長任期の2年制				平成26年度
17	子ども議会				
18	傍聴時の保育体制について				平成26年度
19	議会コンサート等(会議場等の目的外の有効活用)				
20	議会棟のセキュリティ				
21	議員用の地下駐車場のあり方				

2 新たな協議事項

番号	内 容	未協議	協議中	議了	備 考
1	請願及び陳情の取扱い				平成24年度
2	議会事務局の強化				平成26年度
3	政務調査費のあり方				平成24年度
4	会派の人数要件				
5	議員の身分(議員定数)				平成26年度
6	議会だよりのあり方				平成26年度
7	議員互助会への市補助金のあり方				平成24年度
8	施策研究テーマのホームページ掲載				平成25年度
9	常任委員会の在り方(議員定数)				
10	議会活性化・透明化促進(議員定数)				平成26年度
11	事務局員の視察随伴				

「議了」した協議事項には、方向性までを確認して今期中の協議を終了したものを含む。

「 」印は、方向性を確認して今任期中の協議は終了したが、今後実施に向けての協議が必要なもの。

3 その他

番号	内 容	未協議	協議中	議了	備 考
	西宮市議会政務調査費の交付に関する条例の改正				平成23・24年度
	政務調査費運用に関する手引きの見直し				平成23・24年度
	議員提出議案に対する当局の意見表明機会付与				平成23年度
	役職者の報酬加算				平成24年度
	視察旅費				平成24年度
	所管事務懇談会・施策研究テーマ				平成24年度
	人間ドックへの市補助金				平成24年度
	政務活動費に関する事項				平成25年度
	議会役職				平成26年度
	議場音響設備の改修				平成25年度
	役選の振り返り				平成25年度
	政務活動費の残された課題				平成25年度
	本会議における質問方法				平成25年度
	議長の事実上の任期				平成26年度
	本会議における議案質疑				平成26年度
	政務活動費の取り扱い				平成26年度
	予算協議（平成24・25・26・27年度）				平成23・24・ 25・26年度
	議会報告会				

「議了」した協議事項には、方向性までを確認して今期中の協議を終了したものを含む。

資料3 常任委員会の増設時に改善する事項

1. 施策研究テーマの強化
(1) 施策研究テーマの設定においては当局へヒアリングを行う ・委員長職務ガイドラインに研究テーマのたて方として当局へのヒアリングについて記載し、同時に委員長研修にて説明する。また初回の所管事務懇談会テーマとする
(2) テーマに関する一年間の調査研究予定計画に目安をつける ・委員長職務ガイドラインに研究テーマの年間予定計画のたて方として記載し、委員長研修にて説明する。また目途を定めて委員会で披瀝するよう義務付ける。
(3) 管内視察の充実（問題意識をもっと高めるため、もっと気軽に） ・研究テーマ進捗計画の一環として、委員会議論を経て、管内視察を活用するよう委員長職務ガイドラインに記載する。（委員会協議の結果、不要・他のテーマとなる場合もある。） ・管内視察のガイドラインを作成し、委員長研修で説明する。 ・慣例を原則としながらも実施の時期や回数について、自家用車の使用などについて、柔軟に対応する。その場合は、公務災害の対象でないことを明示して行う。
2. 連合審査会の開催
(1) 所管が複数にまたがる案件については連合審査会を開催する ・所管をまたぐものはあらかじめ対象となる事案を列举しておき、議運にて連合審査会の開催を決定する。
3. 発言の義務付けを行うべき
(1) 委員会の簡易記録（発言者記載）を作成し、HPで公開する ・委員会簡易記録を開催後一週間以内に作成し、HPに掲載する。 （簡易記録の記載事項） 付託事件ごとに、議案名、質疑者・討論者（議員名）、採決態度を記載。所管事務調査は、件名、発言者（議員名）を記載。
(2) 委員長は発言の無い者の発言を促すことができる ・ガイドラインに意味が解るよう掲載する。
(3) 同一項目内の再発言を規定し、告知する（関連質問） ・関連質問を「他者の質疑を聞いて生じた疑問を質す」と定義する。 ・関連質問が認められることを開会時に述べ、委員は関連質問であることを明確にする。 （口上の例） なお、一議案または一報告につき、ご自身の質疑が終了したあとに、他の質疑を聞いて生じた疑問を質す場合は関連質問であることを宣言し、内容もこれに基づくよう心掛けてください。 ・関連質問について委員長職務ガイドラインに記載する。
4. 資料の配布時期を改良すべき
(1) 資料の配布時期の見直し （見直し内容）第14回定例会（9月）から実施済み 議案・予算・決算の参考・説明資料については、それぞれ、所管の常任委員会又は予算・決算特別委員会分科会の初日の9日前の日（初日から中8日空けて遡った期日）に議会に提出を受けることを原則とする。ただし、当該日が土曜・日曜・休日にあたる場合は、当該日後の直近の勤務日を提出日とする。 以上のことに関わらず、資料の内容等により、やむを得ない事情のあるときはこの限りでない。

5. 質疑の効率化

(1) 不明瞭な質問に対する反問権の活用を促す。(環境づくり)

(反問権の定義)

反問権とは、質問の主旨が不明もしくは不明確な場合、これを明確にするために質問者に問い直す権利をいう。

- ・委員会の冒頭に当局に対し、反問権の活用をできることを述べる。
- ・会議中に趣旨の理解が錯綜していると委員長が判断した場合、委員長が整理する。

(2) 反論権の活用を促す(環境づくり)

(反論権の定義)

反論権とは、質疑において西宮市議会基本条例施行規程第7条及び第8条に規定する「市長その他の答弁者」(議員を含む)が、議員又は委員からの条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案に対して反対の意見又は建設的意見を述べる権利をいう。

- ・答弁内容が反論を想起させると判断した場合、反論権の行使について委員長が整理する。

(3) 規則等に基づいて効率的な質疑が行われるよう委員長が整理権を発揮する(整理権発揮対象を含む)

- ・委員長職務ガイドラインに整理権について記載する。

(記載の例)

委員会における各委員の質疑においては、会議規則第55条に基づき、簡明で議題の範囲を超えない発言を心がけ、意見は討論等にて述べるよう促してください。また発言が「明白な錯誤」「著しい趣旨不明瞭」「不適切」「既に答弁された内容のみの繰り返し」と判断した場合は、委員長として議事整理権発動の対象とすることも伝え、質疑が該当事項に抵触すると判断した場合は介入・整理してください。

- ・委員会開会冒頭に口上を述べる。

(口上の案)

なお、質疑においては会議規則第55条に基づき、簡明で議題の範囲を超えない発言を心がけ、意見は討論等にて述べてください。また発言が「明白な錯誤」「著しい趣旨不明瞭」「不適切」「既に答弁された内容のみの繰り返し」と判断した場合は、委員長として議事整理権発動の対象と致しますので、ご承知おきください。

(4) 委員長もしくは副委員長がまとめを述べるように努める

- ・委員長職務ガイドラインに記載する。

(記載の例)

委員会の閉会時において、委員長はその日の整理として、「その日の結果や残された課題についての簡潔なまとめ」を述べるよう心掛けてください。この場合、採決結果や客観的事実等の報告にとどめ、委員からまとめる内容について異論が出ないよう留意してください。

6. 委員の意識向上

(1) 当初予算措置状況の資料を改良する

- ・担当局と協議し、当初予算措置状況の具体的改良版を複数試作して議会で選択する。

7. 議会の権能強化

(1) 議会事務局の強化

- ・事務局は委員会担当書記の新しい職務について協議し、文書化する。

資料4 西宮市議会基本条例（案）

西宮市議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会（第3条）

第3章 議員（第4条）

第4章 議会役職（第5条・第6条）

第5章 議員報酬（第7条・第8条）

第6章 委員会（第9条・第10条）

第7章 審査等（第11条・第12条）

第8章 情報公開（第13条・第14条）

第9章 政務活動費（第15条・第16条）

第10章 広報及び意見募集（第17条）

第11章 研修及び調査研究等（第18条）

第12章 補則（第19条）

付則

西宮市議会は、大正14年（1925年）の市制施行以来、時代とともに発展を遂げる西宮市の地方自治の一翼を担ってきた。しかし、今や我が国は急速な少子高齢化、人口減少の時代を迎えており、本市での進行はやや緩やかながらも大差はなく、地方分権が推進される中において本市も既存の制度や前例に縛られず、このかつてない時代を乗り越えなければならない。

地方自治体が住民、行政、議会の三者から構成されていることを顧みれば、議会はまずみずからこれら社会の変遷に対応し、ふさわしい進化を遂げるべきである。そこで我々は議論を重ね、積極的な情報公開や、議員間の討議、さらには委員長職務の見直しなど、独自の改革に取り組んできた。

こうした改革をその時々的情勢や、議員の資質に左右されることなく普遍的なものとするためには、理念と手段の明確化と体系化を図らなければならない。我々はその実践を通じてこそ、議会が住民の福祉の増進により大きく寄与できるものと確信する。

よって西宮市議会はここに「西宮市議会基本条例」を制定し、二元代表制の真価を希求するものである。

なお、本条例は、西宮市議会に関する基本的な事項を総合的かつ体系的に規定するものであるので、他の本市議会に関する条例等は、将来に制定される関係条例を含め、本条例との整合性を保ちつつ体系化を図るものとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会の活性化及び議員の資質向上を通じて議会に対する市民の関心や信頼を向上させることを目的とする。

（基本理念）

第2条 この条例は、次に掲げる用語の意義に基づき、前条の目的に従って運用することを基本理念とする。

- (1) 議会の活性化 地方議会・議員が有する議事機関としての権能が最大限活用され、議会全体はもちろん各議員も公平な立場から積極果断に市政の課題に取り組み、質の高い政策提案、議案審査、行政監視によって住民の福祉の増進が図られている状態をいう。
- (2) 議員の資質向上 広く市政全般に対して常に信託にふさわしい知識、見識及び能力を高めることに務め、公平な立場から公正にこれを行行使する良識を有すること、並びにこれを可能とするための機会を絶え間なく創造していくことをいう。
- (3) 市民の関心や信頼を向上させること 質の高い議会活動と質の高い広報活動を行い、そのことによつて高まる関心や信頼がさらに議会や議員の質を高めるという相乗効果を生み、その結果、投票基準の変化や投票率の向上につながることをいう。

第2章 議会

(議会の責務)

第3条 議会は、住民の信託を受けてその意思を代表し、住民の福祉の増進を目的としてその権限を行行使する。

- 2 議会は、議事機関として条例の制定及び改廃に責任を持ち、議決権を行行使することによって市の意思決定に責任を持つとともに、法令に求められた役割を果たし、地方公共団体の独立した意思決定に貢献するために、機能向上に努めるものとする。
- 3 議会は、市長に対し健全な牽制関係を持って対峙し、行政執行の監視を行う。
- 4 議会は、会議規則等に則り効率的で公正な運営を行わなければならない。
- 5 議会は、常に地方自治における住民参加の促進及び連携を図り、透明性のさらなる向上及び積極的な情報公開によって、住民の信頼を高めるよう努めるものとする。
- 6 議会を構成する議員の定数については、西宮市議会議員定数条例（平成14年西宮市条例第21号）に定めるところによる。

第3章 議員

(議員の責務)

第4条 議員は、それぞれの信条や政策に基づきつつも、住民全体の代表者として公共の利益のために活動する。

- 2 議員は、討議の場である議会の構成員として、互いの議論をもって合意形成に努めるとともに、積極的な提案発議に努めるものとする。
- 3 議員は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程、並びに統一された機関としての議会の規律に従う。
- 4 議員は、その役割を全うするため、自らの資質向上に努めなくてはならない。
- 5 議員は、住民の信託に値しない行為及び議会全体の不名誉になるような行為をしてはならない。

第4章 議会役職

(役職の種類)

第5条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び関係条例等に基づき、次に掲げる役職者を置く。

- (1) 議長及び副議長
- (2) 議会運営委員会の委員長及び副委員長
- (3) 常任委員会の委員長及び副委員長
- (4) 特別委員会の委員長及び副委員長

2 前項で定める議会役職者の任期は、条例等で別に定める。

(役職者の職務)

第 6 条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成 6 年西宮市条例第 3 4 号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。

(2) 委員会条例に定める委員会の副委員長は、当該委員会の委員長を補佐する。

第 5 章 議員報酬

(報酬)

第 7 条 議員は、この条例に規定する議会の一員である対価として報酬を得る。

2 議員報酬の額は、西宮市特別職報酬等審議会答申を尊重した市長提案を受け、条例においてこれを定めるとともに、その支給等は西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和 3 1 年西宮市条例第 1 8 号）に定めるところによる。

3 議員報酬の支給の制限については、西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例（平成 2 2 年西宮市条例第 3 5 号）による。

(自主減額)

第 8 条 議会は、次のいずれかに該当するときには議員報酬の自主減額について協議を行うものとする。

(1) 災害等不測の事態によって市の財政が著しく悪化し、又は悪化が見込まれるとき。

(2) 市の財政が一定以上悪化し、行財政改革が実施されるとき。

第 6 章 委員会

(設置)

第 9 条 議会には法に定めのある常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができるものとし、その名称、委員定数及び所管等は委員会条例による。

(委員会の目的及び責務)

第 1 0 条 委員会において議員は、その所管事務の調査、研究及び審査に責任を負い、議案提出や提言及び議員間の積極的な討議を行い、ひいては住民の福祉の増進に寄与することをその目的とする。

2 委員会は、それぞれの設置目的を果たすため積極的に活動するものとし、正副委員長及び委員は別に定める議会規程に基づきその実現に努力するものとする。

第 7 章 審査等

(議決及び審査)

第 1 1 条 議会は、議決機関としての使命を果たすために諸議案を議決する。また、より深く考察された議決をするために委員会等において審査を行う。

(審査等における心得)

第 1 2 条 議員は、議決及び審査において、入念な準備及び真摯な議論をもってこれに臨むよう心掛けなければならない。

2 議員は、各々の議決における態度や意見に対し、当該議案が終了したのちもその責任を負うものと自覚しなければならない。

第 8 章 情報公開

(公開の原則)

第 1 3 条 議会は、市民の付託に応えるため、次に掲げる事項を全て公開する。

- (1) 議決、審査、調査及び提言における本会議及び委員会での議論
 - (2) 会派及び各議員の賛否意見
 - (3) 議会費のうち政務活動費、視察旅費、議長交際費、及び車両運行記録
- 2 議会は、原則として、保有する情報のうち、前項に定める事項の公開については積極的かつ自主的にこれを行うものとする。

(非公開情報)

第14条 前条の規定にかかわらず、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）の定める非公開情報に該当するものに関しては、これを例外とする。

第9章 政務活動費

(交付)

第15条 会派又は議員は、関係法令及び西宮市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年西宮市条例第47号）により、その趣旨に基づいた目的のために政務活動費の交付を受けるものとする。

(会派及び議員の責務)

第16条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、政務活動費が公金であるとの自覚に基づき、条例、規則及び議会が定める政務活動費運用の手引きを遵守しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費の使途が支出目的に資するよう最大限努めなければならない。

第10章 広報及び意見募集

(責務及び検証等)

第17条 議会及び議員は、市民との相互信頼を深め、市政の調査研究及び提言に役立てるために、積極的な広報及び意見募集に努めなければならない。

- 2 議会及び議員は、本条例施行規程の定めに基づき、前項の広報及び意見募集を行い、議会はその効果を定期的に検証し、必要に応じ同規程の見直しを図るものとする。

第11章 研修及び調査研究等

(研修及び調査研究等の実施等)

第18条 会派及び議員は、資質向上の一助として積極的に研修を行わなければならない。

- 2 議会、会派及び議員は、市政の諸課題に関する見識を深め、もって市政の発展に寄与するため、視察等の調査研究に努めるものとする。
- 3 公費による研修及び調査研究等の実施にあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう留意し、事前及び事後の手順については本条例施行規程を遵守するものとする。
- 4 議会、会派及び議員は、研修及び調査研究等の実施により得られた情報等の共有を図るとともに、当該報告書を公開し、担当局への報告・提言等を通してこれらの成果が最大限活用されるよう心掛けるものとする。

第12章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は議会規程で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年6月11日から施行する。
- (見直し)
- 2 この条例は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに見直しを行うものとする。

資料5 西宮市議会基本条例施行規程（案）

西宮市議会基本条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、西宮市議会基本条例（平成27年西宮市条例 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施策研究テーマ 委員会における所管事務事項の中から年間の重点的研究テーマとして選定したものをいう。
- (2) 所管事務懇談会 委員会の委員長及び副委員長が、委員会における所管事務事項に関する担当部局との調整及び施策研究テーマについて協議するための懇談会をいう。
- (3) 事前調整会 委員会の委員長及び副委員長並びに議会事務局が、委員会の協議及び審議事項の進行等を確認するために行う調整会をいう。

（災害発生時の議員の対応）

第3条 議員は、西宮市において地震等の災害が発生したときは、別に定める西宮市議会における災害発生時の対応要領に基づき、災害対策活動の支援等を行うものとする。

（議長、副議長の役割）

第4条 議長は、条例第6条第1号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

(1) 評価

ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。

イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価（委員会の活動状況を点検することをいう。）を行うこと。

(2) 管理

ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。

イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。

2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。

- (1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表として、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。
- (2) 危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。

（委員長、副委員長の役割）

第5条 委員長及び副委員長は、条例第10条第2項の規定により積極的な委員会の活動に資するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 委員長及び副委員長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）をはじめ、条例、会議規則、申し合わせ等、委員会運営に関する法令等を熟知するよう努めること。

(2) 委員長は、議会開会中を除き原則月 1 回程度、次に掲げる内容について所管事務懇談会を開催すること。

ア 委員会の所管する事務の進捗状況、課題及び報告

イ アの内容を受けた委員会の開催の必要性

ウ 施策研究テーマについての懇談、報告及び提言等

(3) 委員長は、所管事務懇談会において聴取した情報、協議事項及び報告等により、必要があるときは次に定めるところにより、委員会を開催するものとする。

ア 閉会中の委員会は、審査の時期を逃すことなく、またその質を高めるために積極的に活用されるよう心掛けること。

イ 委員は、日程調整をはじめ、委員会の開催に際し、委員長及び副委員長に協力するよう努めること。

ウ 委員会の予定開催回数は、これを定めないものであること。

(4) 委員長は、市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等から、所管事務懇談会時に聴取した担当部局の意見を考慮した上で、委員の協議により、次に定めるところにより施策研究テーマを選定すること。

ア 施策研究テーマ選定の協議にあたり、担当部局の要請及び所管事務報告等がない場合においても、閉会中に委員会を開催するなど、積極的な審議を行うよう努めること。

イ 施策研究テーマの数は、これを定めないものとする。

ウ 施策研究テーマは、必ずしも年度当初に定めたものに限らないものであること。

(5) 委員長及び副委員長並びに議会事務局は、次に定めるところにより事前調整会を開催するものとする。

ア 原則として、委員会開催日の 2 日前（土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。）は算入しない）までに実施するよう努めること。

イ 事前調整会後に生じた事由については、委員会開催当日までに議会事務局が委員長及び副委員長に補充説明等を行うこと。

(6) 委員長及び副委員長の職責を円滑に全うするため、委員長は副委員長と協議の上、前各号に定める職務の一部を副委員長に割り振るよう努めること。

（議会運営委員会に関する会派及び交渉団体）

第 6 条 議会内の会派の代表者は、会派の名称及び所属議員名を議長に届け出なければならない。会派の名称又は所属議員数に変更があったときも同様とする。

2 議会運営委員会は、所属議員数が 3 人以上の会派（以下「交渉団体」という。）から、交渉団体の所属議員 3 人ごとに 1 人の比率により選出され、本会議において選任された委員をもって構成する。

3 会派の新設、統廃合又は所属議員数に変動が生じたときは、議会運営委員会の委員長は、議会運営委員会に諮り、前項に規定する比率を変更することができる。

（本会議における一問一答制及び反問権）

第 7 条 議員は、本会議において、次項に定めるところにより、一問一答による質問を行うことができる。

2 本会議における一問一答制は、次のとおりとする。

(1) 代表質問・一般質問における再質問は、一問一答で行うことができるものとし、議員の 1 回目の質問及び市長その他の答弁者（以下この項及び次条において「答弁者」という。）の 1 回目の答弁は、一括して行うこと。

(2) 答弁者の答弁は、議員が質問した項目順に行うものとする。

- (3) 答弁者には、質問の内容確認及び質問の前提となる事実誤認の修正の範囲内において反問権を認めることができること。ただし、次号により一問一答で行うことを宣言して再質問を行った議員に対しては、反論も含めた反問権を認めるものとする。
 - (4) 一問一答で再質問を行う議員は、どの質問項目について一問一答で行うかをあらかじめ宣言すること。
 - (5) 再質問以降の質問は、一問一答で行うかどうかにかかわらず、与えられた時間の範囲内で、自由に組み合わせで行うことができるものとし、この場合において、円滑な議事進行を妨げないよう配慮するものとする。
 - (6) 前各号に定める事項以外は、特にルールを設けないものとする。
- (委員会審査における一問一答制等)

第8条 議員は、委員会審査において一問一答による質疑を行う場合は、質疑を行う際にあらかじめその旨を告げるものとする。

2 議員は、委員会における質疑において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 質疑を行う際には、質疑の項目数及びその概要について告知すること。
- (2) 会議規則等の規定を遵守し、効率的な委員会審査に資するため、議案等に対する意見は討論において述べることとし、質疑において必要以上に自らの意見を述べないこと。
- (3) 議員の質疑の内容が不明確な場合、質疑の前提となる事実誤りに誤りがある場合などにおいては、答弁者において委員長又は質疑を行った議員に対して、その内容等について確認するよう努めるものとする。

3 一問一答で行うことを宣言して質疑を行った議員に対しては、答弁者に反論も含めた反問権を認めるものとする。

4 前項に規定する方法によらずに質疑を行った議員に対しては、答弁者に、質疑の内容確認及び質疑の前提となる事実確認の修正の範囲内において反問権を認めるものとする。

(執行機関の意見表明機会)

第9条 議会から提出する議案で、執行機関の市政運営に係るもの(以下「対象議案」という。)においては、執行機関の意見表明を行いたい旨の申し出があったときは、その機会を設けるものとする。ただし、意見の主旨は対象議案が可決された場合における市政運営上の具体的な課題や影響及び法制上の問題点に限る。

2 前項の意見表明の機会は、次の各号のいずれかの場及び時期において設けるものとする。

- (1) 議員提出議案として対象議案が提出される場合(次号に掲げる場合を除く。)は、付託先の委員会において当該対象議案の審査を行うとき(おおむね対象議案に関する提出者の説明が行われた後とする。)
- (2) あらかじめ委員会での協議を経て、対象議案を提出しようとする場合(委員会提出議案又は委員会の賛同を得て議員提出議案として提出しようとする場合をいう。)は、当該委員会において当該対象議案の提出について協議を行うとき。
- (3) 既に提出されている議案の委員会審査の過程において、当該議案の修正案として対象議案が提出される場合は、当該委員会において当該対象議案(修正案)の審査を行うとき(おおむね対象議案(修正案)に関する提出者の説明の後とする。)

(情報公開)

第10条 条例第13条第1項各号に規定する事項は、主に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法等により公開するものとする。

- (1) 議決、審査、調査及び提言についての本会議及び委員会での議論 会議録又は委員会記録

(2) 会派及び各議員の賛否意見 議会だより及び市議会のホームページ

(3) 政務活動費 別に定める方法による自主公開

(4) 視察旅費 市議会のホームページ

(5) 議長交際費 別に定める方法による自主公開

(6) 車両運行記録 市議会のホームページ

(本会議のインターネット中継)

第 1 1 条 条例第 1 7 条第 1 項に規定する積極的な広報に資するため、本会議の様態をインターネットで生中継するとともに、市議会のホームページにより録画した映像を配信するものとする。

(広報及び意見募集の検証)

第 1 2 条 条例第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、毎年少なくとも 1 回は、広報及び意見募集の効果を検証することとし、必要があるときはその方法の見直しを図るものとする。

(視察)

第 1 3 条 視察 (政務活動費によるものを除く。以下同じ。) を実施する場合は、成果本位のものとするよう心掛け、次に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 視察先、その訪問順序、経路その他については、合理的な説明のあるかぎり特段の制限は行わないこと。

(2) 視察先の選考に当たっては、意義及び必要性について合理的な説明が行えるようにすること。

(3) 視察の依頼は、委員長及び副委員長が協力して行うよう努めること。

2 委員は、視察内容、視察先その他に関し、次の項目について協議を行うものとする。

(1) 委員会における視察の趣旨、内容等

(2) 事前の質問項目の作成

(3) 視察実施後の意見交換及び市長その他の執行機関 (以下「執行機関」という。) への提言

3 次の各号に掲げる日程を標準的な視察のスケジュールとし、委員は、委員長及び副委員長の提案する視察の実施に協力しなければならない。

(1) 視察の周知、テーマ等の募集 おおむね 6 月

(2) 視察内容、日程の協議及び調整、事前調査並びに視察先等資料収集 おおむね 7 月から 8 月

(3) 日程の決定及び事前勉強会の実施 おおむね 9 月

(4) 視察の実施及び報告書の作成 おおむね 1 0 月から 1 1 月

(5) 視察実施後の意見交換及び執行機関への提言 おおむね 1 2 月

(常任委員会視察における遵守事項)

第 1 4 条 西宮市議会会議規則 (平成 7 年西宮市議会規則第 1 号) 第 9 6 条に基づき、委員会が審査又は調査のために委員を派遣するときは、平成 2 1 年 4 月 2 0 日議会運営委員会申合せ「常任委員会視察に対する確認事項」に列挙された事項を遵守する。

付 則

この規程は、平成 2 7 年 6 月 1 1 日から実施する。